

令和 7 年度関係人口・移住者創出事業（首都圏
イベント開催事業）業務委託
仕様書

令和 7 年 5 月

長井市

1 業務名

関係人口・移住者創出事業（首都圏イベント開催事業）

2 目的

本事業は、合宿免許で本地域に滞在した首都圏等在住の学生に対し、本地域の魅力を再確認し、知っていただく機会を創出するため、自動車学校の教習生等を対象とした首都圏イベント（以下「イベント」という。）を実施する。イベントは首都圏等へ戻った学生に対して、本地域への再来訪のきっかけとなるよう学生の印象に残るプログラムを提供することで、関係人口の創出や本地域の基幹産業である農業や製造業等への就職や移住に繋がることを目的とする。

3 事業内容

（1）本事業に係る管理運営

- ・ 本事業の実施にあたり、地域内の商工団体、農業団体、観光業者（以下、地元事業者という。）と協力して、事業を実施すること。
- ・ 事業運営にあたっては長井市担当課と月 1 回程度打ち合わせを実施し、事業内容の検討及び進捗確認をすること。また、早期に業務の運営体制を確定し、遅滞なく事業を遂行、継続する体制を構築すること。

（2）イベントの企画運営

- ・ 合宿免許で本地域に滞在した学生等に対し、本地域への再来訪のきっかけとなるイベントを複数回、企画、運営すること。
- ・ イベントの内容については地元事業者の協力のもと、ブース出展や物品の販売など、本地域の特色がみられる内容とし、イベントの募集や当日の運営まで責任を持って実施すること。
- ・ イベントの実施に際し、令和 7 年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）仕様を理解した上で、体験プログラム事業の参加者がイベントに参加しやすい状況を構築すること。

（参考 URL）<https://www.city.nagai.yamagata.jp/soshiki/chiikidukuri/105/201/1/15030.html>

（3）イベント実施後の成果検証

- ・ イベント参加者に対して、アンケートを実施し、効果測定を行うとともに次年度以降の事業実施に向けて、検証を行うこと。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 提案上限金額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 成果品の提出

委託事業者は、業務委託期間内に、以下の書類を提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 事業実績報告書 | 4 部 |
| (2) 事業実績報告書（概要版） | 4 部 |
| (3) 上記データを記録した電子媒体 | 1 式 |

7 その他

- (1) 本委託業務に係る著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、委託者に全て帰属するものとする。
- (2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な進行に努めなければならない。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受託者は事前に委託者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関係するしないにかかわらず、本市のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故などの予防に十分注意し、業務の信頼性・安全性の確保に努めなければならない。
- (5) 本仕様に記載のないものについては、委託者と受託者が協議して決定するものとする。